

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 利用約款

介護老人保健施設
ジョイトピアしんいち

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ジョイトピアしんいち（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者又は利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的

行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションサービス）の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテ

ーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙料金表をもとに計算された日ごとの額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人に対し毎月月末締切り後、翌月始め請求書を交付、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して当該請求書受け取り後7日以内に支払うものとします。なお、支払い方法は双方協議の上合意した方法とする。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

（記録）

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

（秘密の保持と個人情報の保護）

- 第9条 当施設とその職員は、利用者、家族、身元引受人又は、利用者若しくは家族、身元引受人の親族等に関する個人情報について、当法人の個人情報保護方針に基づき別紙3に則り適正に扱います。但し次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報の提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業者等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に症状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等。
 - ⑤ 生命、身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

（緊急時の対応）

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、かかりつけ医又は専門的機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
 - 3 サービス提供により事故が発生した場合は、家族、居宅介護支援事業者、市町村への連絡等必要な措置を行います。

（要望又は苦情等の申出）

- 第 11 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等を専用窓口で受け付けます。又、施設玄関ホールに設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

- 第 12 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

利用のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ジョイトピアしんいち
- ・開設年月日 平成10年8月1日
- ・所在地 広島県福山市新市町下安井3510番地
- ・電話番号 0847-51-2226
- ・FAX番号 0847-51-2216
- ・管理者名 信岡 紀邦（施設長）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3454580014号）

(2) 介護老人保健施設ジョイトピアしんいちの運営方針

- ①老人福祉の向上に努め、特別養護老人ホーム等の施設又は家庭と医療機関との中間的処遇を基調とした介護を行なうものとする。
- ②医療と介護の機能を備えた施設とし、医療面の偏重を避け、生活援助の場としての施設を原則に、医療と福祉の均整の取れた処遇に努める。
- ③前各号の推進にあたっては、地域の福祉関係機関、医療関係機関との連携を密にし、実効を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人
(3) 看護職員	3人
(4) 介護職員	17人
(5) 理学療法士	3人
(6) 作業療法士	3人

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用定員 1日50名

4. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 昼食 12時00分～12時45分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 通所リハビリテーション計画に基づいて実施します。
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ その他

5. 利用料金

別途利用料金表（別紙1）をご覧ください。
ご利用月ごとに月末締めで請求書を発行いたします。
お支払いは現金又は銀行振込、銀行引落しでお願いします。

6. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〔協力医療機関〕	名 称	医療法人社団陽正会 寺岡記念病院
	住 所	広島県福山市新市町新市 37
〔協力歯科医療機関〕	名 所	いのうえ歯科医院
	住 所	広島県福山市新市町宮内 362

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 施設内は禁煙です。
- ② 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにも限らず施設・設備を壊したり汚した場合にはご利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当額対価をお支払いただくことがあります。
- ③ 金銭・貴重品については原則として持ちこみ禁止ですが、自動販売機、喫茶コーナー等がありますので小遣い程度として下さい。

8. 非常災害対策

・ 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用滑り台、エアーストレッチャー

・ 防災訓練 年2回以上

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 要望及び苦情の受付について

当施設に対する要望や苦情は以下の窓口でお受けします。又、玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者（施設長）、法人本部にあてて直接お申し出頂くことも出来ます。皆様にとって、より快適で安心な施設を作り上げるため、ご遠慮なくご意見をお寄せ下さい。

○苦情や要望等の申し出先

介護老人保健施設ジョイトピアしんいち
事務室（事務次長 峰松由里子）
支援相談員（施設課長 池田 岸陽）

○受付時間 08：30～17：30 電話(0847)51-2226

○苦情処理を行うための体制・手順は別紙のとおりです。

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。